

十和田ホームヘルパーセンター 変更後

総合事業訪問介護 重要事項説明書

(令和5年9月1日現在)



QR

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0176(20)1850

担当者 吉田 智久

(りバーコードリーダー対応) 福祉の里 HP ヘリンクします。

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 当事業所の概要

(1)提供できるサービスの種類と地域

事 業 所 名	十和田ホームヘルパーセンター
所 在 地	青森県十和田市西二十三番町30-36
事業所番号	0270600117
電話番号	0176 (20) 1850
FAX 番号	0176 (25) 5621
電子メール	bonheur@fukushinosato.com
ホームページ	www.fukushinosato.com
通常のサービス実施地域	十和田市

(2) 職員体制

職種	資格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	業務内容
管理者	介護福祉士		1名			従業員及び業務 の管理
サービス	介護福祉士	1名				利用申込みに係
提供責任者	ホームヘルパー 1 級					る調整、訪問介 護計画等の作成
訪問介護員	介護福祉士			3名		訪問介護サービ
	ホームヘルパー2級					スの提供

※サービス提供責任者は訪問介護員を兼ねる。

(3) 営業日・営業時間

1. 営業日 月曜日~日曜日 祝祭日も営業日(年中無休)

2. 営業時間 午前6:00~午後9:00

3. 事業目的

当事業所が提供する指定総合事業訪問介護においては、要支援状態又は事業対象者と認定された利用者に対して、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことを目的とする。

4. サービス内容

(1) 総合事業訪問介護計画の立案

当事業所では具体的な処遇目標を記載した介護予防訪問サービス支援計画に基づきサービスを提供いたします。この計画は、利用者の心身状況、希望を踏まえ、作成されます。また、介護予防訪問サービス支援計画が作成されている場合はその計画に基づいて総合事業訪問介護計画の作成をします。その際、利用者・家族の希望を十分取り入れ、又、計画の内容については同意をいただきます。

- (2) サービス提供内容
 - ①サービスの準備等
 - ・健康チェック・環境整備・相談援助等
 - ②排せつ・食事介助
 - ・トイレ介助 ・オムツ交換 ・食事の準備 ・食事摂取の介助 等
 - ③清拭・入浴、身体整容
 - ・全身清拭 ・部分浴 ・全身浴 ・整容介助(髭剃り、爪切り等)等
 - ④体位交换、移動·移乗介助、外出介助
 - ⑤通院・外出介助
 - ⑥起床及び就寝介助
 - ⑦服薬見守り
 - ⑧見守り援助
 - ・一緒に調理を行う ・入浴、更衣等の見守り ・一緒に掃除を行う
 - 一緒に洗濯、洗濯物の整理を行う等

日常生活の援助を総合的に、提供するものとし、特定の支援に偏ることのないように 行います。

5. 利用料金

(1)利用料

単位:円

		基本単価
訪問型独自サービス(I)	(週1回程度の利用が必要な方)	1, 176/月
訪問型独自サービス(Ⅱ)	(週2回程度の利用が必要な方)	2,349/月
訪問型独自サービス(Ⅲ)	(週2回以上の利用が必要な方)	3,727/月

(2)加算料金

初回加算	
① 規に総合事業訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回	
に実施した総合事業訪問介護と同月内にサービス提供責任者	
が自ら総合事業訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が	200円/月
総合事業訪問介護を行う際に同行訪問した場合	
②利用者が過去2カ月間、当事業所のサービスを受けておらず、	
サービス再開の際に①を実施した場合。	
生活機能向上連携加算	
利用者に対して、指定総合事業訪問リハビリテーション事業所の	
理学療法士等が、指定総合事業訪問リハビリテーションを行った	
際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士等と利用者の	100円/月
身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能向上を目的	1000/1
とした総合事業訪問介護計画に基づく指定総合事業訪問介護を	
行った場合は、初回の当該指定総合事業訪問介護が行われた日の	
属する月以降3ヶ月間、1月ごとに加算されます。	
中山間地域提供加算	
サービス実施地域(十和田市)以外から利用される場合は、訪	所定単位数の
問介護費の5%分に相当する額が加算されます。	5 %
介護職員の処遇改善に要する費用として、総合事業訪問介護費	所定単位数の
と各種加算、減算額を合計した金額の13.7%に相当する額	13.7%
が加算されます。	
介護職員等特定処遇改善加算 <mark>(Ⅱ)※支給限度額管理の対象外</mark>	
介護職員の処遇改善に要する費用として、総合事業訪問介護費	所定単位数の
と各種加算、減算額を合計した金額の4.2%に相当する額が加算	4. 2%
されます。	

※65歳以上の被保険者の介護保険の負担割合については所得に応じて1割から3割に区分されます。

(3) 支払方法

毎月15日までに、前月分の請求書を発行いたします。お支払いは請求書到着後、30日以内にお願い致します。お支払いの確認がとれ次第、領収書を発行致します。

お支払い方法は、①「現金払い」、②「銀行振込」、③「自動引落し」の3通りがあります。銀行振込をご利用される場合には、請求書に同封される口座名義へお願いいたします。ご不明な点がございましたら、事務室までお問い合わせください。

※自動引落しは青森銀行の提供する「あおもりワイドネットサービス」とゆうちょ銀行の自動引落しの2種類があります。ご利用される方は別途申込書への記入が必要となります。詳細については別紙を参照下さい。

(振込先) 青森銀行 十和田支店 普通口座 1121520 社会福祉法人 福祉の里 十和田ホームヘルパーセンター 理事長 山本 孝司

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申込ください。当事業所職員がお伺いいたします。 訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ①利用者の都合でサービスを終了する場合 サービスの終了を希望する1週間前までにお申し出下さい。
- ②当事業所の都合でサービスを終了する場合 利用者の状態、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までにご連絡いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方連絡がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- 介護保険施設に入所した場合
- ・要介護認定において、非該当(自立)又は要介護状態と認定された場合
- お亡くなりになった場合

4)その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者・家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合等については、利用者から解約をお申し出いただくことによってサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われなかった場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、3ヶ月以上に

渉ってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又は、利用者・家族等が当事業所や当事業所の従業者に対して背信行為を行った場合はサービスを終了することができます。

7. サービスに関する相談・苦情

(1) 事業所のお客様相談・苦情窓口

担 当 者 吉田 智久

電 話 0176-20-1850

F A X 0176-25-5621

受 付 日 月曜日~日曜日·祝日

受付時間 午前8時30分~午後5時30分

・ 当該事業所に関する利用者及び身元引受人等からの相談・苦情に対し、迅速且つ 適切に対応するため、上記担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を 講じ、利用者及び身元引受人等に説明いたします。

(2) 第三者委員

当法人(社会福祉法人 福祉の里)では客観的に外部の立場から、相談・苦情・要望の解決にあたる第三者委員を設置しております。

【第三者委員】 苫米地 孝子 · 石山 則子

(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口に苦情を伝える事が出来ます。

1 十和田市役所 高齢介護課

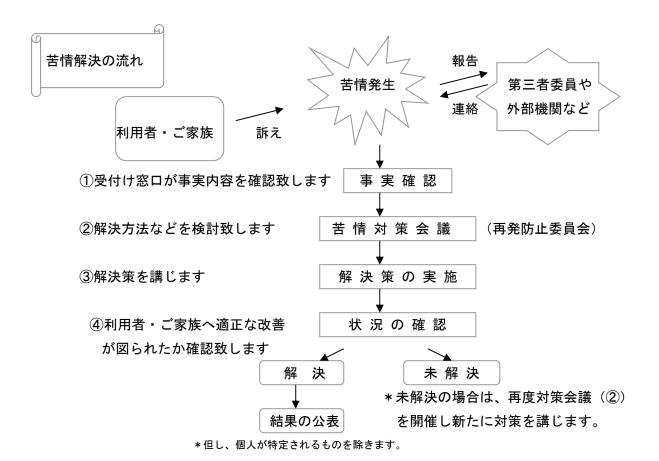
0176 - 23 - 5111

2 青森県国民健康保険団体連合会(介護保険苦情相談窓口)

017-723-1301

3 青森県運営適正化委員会(福祉サービス相談センター)

017-731-3039



8. 秘密保持について

- (1) 当事業所及び当事業所の従業者又は従業者であった者は、正当な理由がなくその 業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議で 必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で 利用者又はご家族の個人情報を用います。

9. 事故について

- (1) 当事業所のサービスを利用中に事故が発生した場合は、速やかに都道府県・保険者及び関係各機関ならびに利用者のご家族又は身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を 解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- (3) 当事業所のサービスを利用中の事故の内、損害を賠償すべき事故である場合には、速やかに損害の賠償をいたします。(当事業所は全老健共済会の損害賠償保険に加入しております。)

(4) 利用者の過失による事故が発生した場合は、利用者及び身元引受人に責任を持って対応していただきます。また、当事業所が損害を被った場合は、当事業所は利用者又は身元引受人に対してその損害の賠償を請求いたします。

10.法人および施設運営に関する情報の公開

社会福祉法人福祉の里の運営に関する詳細(財務内容・事業内容ほか)は社会福祉 法・介護保険法の規定により随時、閲覧することができます。閲覧を希望される方は 直接事務室までお申し出ください。

また、法人ホームページ(www.fukushinosato.com)および広報誌「広報みのり」等においても情報の公表に努めて参ります。

11. その他 実習生、研修生受け入れに伴うお願い

当法人では、訪問介護員の実習生を受け入れ指導者と同行訪問する場合がございます。 介護職員育成の趣旨をご理解いただき、ご承諾・ご協力下さいますようお願い致しま す。なお、訪問にあたり、事前にご利用者又はご家族の同意をいただきます。



QR

利用者・ご家族様へ

利用料金の自動引落しサービスのご案内

平素は、当法人事業所をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

利用料のお支払い方法については、青森県内の主な金融機関からの自動引落しが出来る「あおもりワイドネットサービス」による自動引落しとゆうちょ銀行の自動引落しがご利用いただけます。これにより法人内で複数の事業所を利用された場合でも一括引落しでも支払いが可能となるため事業所毎に支払う手間が省けます。

ご利用の詳細については、下記に記載しましたのでご確認ください。

記

○取扱い金融機関 青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、

みずほ銀行、東奥信用金庫、東北労働金庫、岩手銀行、秋田銀行、

青森県内の農業協同組合

○引落し日 毎月30日

○手 数 料 1回につき100円(税抜き・お客様負担)

○対象事業所 福祉の里のサービス事業全て

(複数のサービスをご利用の方や夫婦でのご利用の場合においても

一括引落しが可能です。)

○申込方法 「自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、銀行届出印欄に押印し

たものを各施設窓口にお持ち下さい。

○引落口座 利用者ご本人の口座、またはご家族名義の口座

○領収書の発行 領収書については、入金確認後に郵送させていただきます。

※ゆうちょ銀行による引落しについては取扱いが若干異なります。詳細については担当職員にお問合せ下さい。

お問い合わせ先

老人保健施設みのり苑 0176-25-1100

ケアハウスボナール十和田 0176-22-2211

福祉の里アネックス元町 0176-21-1888

《重要事項説明同意書》

令和	年	月	Я

総合事業訪問介護の提供にあたり、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地 名 称	青森県十和田市西二十三番町30 十和田ホームヘルパーセンター	-36
	説明者		ED

私は、本書面により、事業者から指定総合事業訪問介護について重要事項の説明 を受け、その内容について同意いたします。

	₹	_		
利用者	住所			_
	氏名			_ 印
	₹	_		
身元引受人	住所			_
	氏 夕			FΠ